

京都市ウイルス性肝炎患者等のフォローアップ事業等について

肝炎ウイルス（Ｂ型・Ｃ型）に感染していた場合、気付かないまま慢性肝炎から肝硬変や肝がんを発症するおそれがあります。肝炎ウイルスに感染していると診断されたら、できるだけ早く肝疾患専門医療機関を受診し、直ちに治療が必要とされない場合でも継続して検査を受けることが大切です。

このため、京都市では、国の「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」に基づき、肝炎ウイルスに感染された方に対し、検査の受診状況を定期的にお尋ねするフォローアップ事業と、フォローアップ事業に同意された方に対する初回精密検査費用及び定期検査費用の助成制度の受付をしています。

１ フォローアップ事業

（１）対象者

京都市内に住所を有する方で、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方

（２）事業内容

ア フォローアップ事業の参加に同意いただいた場合、年１回調査票をお送りして、医療機関の受診状況や治療内容を確認させていただきます。

イ 必要に応じて電話等で連絡を差し上げる場合があります。

ウ 随時、必要な相談支援や情報提供を行います。

①肝炎ウイルス検査で陽性と判定

陽性結果を受け取ります。



②お住まいの各区役所・支所にご相談

フォローアップ事業の説明を受け、同意書※をご提出いただきます。



※ 協力医療機関で検査を受け、同意書を提出済みの方は不要

③年に１回調査票を送付し、受診状況をお聞きます。

随時、必要な相談支援を行います。



「初回精密検査費用・定期検査費用」の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加に同意していただく必要があります（詳しくは、裏面をご覧ください。）。

検査費用の助成があります

2 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成制度の受付について

(1) 対象者

京都市に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方

ア 初回精密検査（肝臓の状態を詳しく調べるための血液検査、超音波検査等）費用助成

- (ア) 1年以内に京都市、京都府、又は市町村が実施した肝炎ウイルス検査、職域・妊婦健診・手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方
- (イ) 京都市の行うフォローアップ事業に同意した方
- (ウ) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療に関する法律の規定による被保険者

イ 定期検査（治療前後の肝臓の状態を調べるための血液検査、超音波検査等）費用助成

- (ア) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の方（治療後の経過観察を含む。）
- (イ) 市民税非課税世帯に属する方又は市民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- (ウ) 京都市の行うフォローアップ事業に同意した方
- (エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を現在受けていない方
- (オ) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療に関する法律の規定による被保険者

(2) 受検医療機関

京都府が指定する京都府肝疾患専門医療機関（京都府ホームページ参照）

(3) 申請方法

お住まいの地域の各区役所・支所健康長寿推進課又は京都市ホームページで、必要書類（申請書、同意書等）を入手し、提出してください。京都府において助成の決定がされましたら、指定の金融機関の口座に振り込まれます。

①お住まいの各区役所・支所 にご相談

フォローアップ事業の説明を受けた後、同意書を提出し、検査費用の助成申請に必要な書類を受け取ります。



②受診

医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払います。

領収書、診療明細書、診断書は助成申請に必要なため、保管しておきます。



③申請

受付窓口に申請書他、必要書類一式を提出します。

